

鹿屋市上下水道部企業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿屋市上下水道部企業職員就業規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第16条中「鹿屋市職員の再任用に関する条例（平成18年鹿屋市条例第34号）」を「鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。